

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	とやまけんひみし	ふりがな	ひみしわいんばれーこうそうかつせいかけいかく
計画主体名	富山県氷見市	活性化計画名	氷見市ワインバレー構想活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度～令和9年度 令和5年度～令和6年度	総事業費(交付金)	686,306千円(175,206千円)
活性化計画目標	○農山漁村における雇用の増大 ○中山間地における持続可能な農業の振興	事業活用活性化計画目標	①地域農産物の販売額の増加 117,211千円 ②雇用者数の増加 7.1人 ③農産物の生産量増加 34,563kg

計画主体 確認の日付	令和5年2月3日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		地域農産物の販売額の増加、雇用者数の増加、農産物の生産量増加を活性化目標としており、基本方針にある生産者の農家所得向上に繋がるものであり、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		事業活用活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」、「農山漁村における雇用の増大」「中山間地農業の振興」、評価指標は「①地域農産物の販売額の増加 ②雇用者数の増加 ③農産物の生産量増加」であり、定住促進対策型から設定しており、交付対象事業が農業の振興のための地域連携販売力強化

				施設の整備としているため、整合性が取れている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		『活性化計画』の目標は、世界市場も視野に入れたワインを核とした新たな氷見ブランドの確立であり、高収益作物である醸造用ぶどうの生産拡大に伴い耕作放棄地の活用や水稲からの転換による畑地化・高収益化を図ることとしており、『事業活用活性化計画』の目標は、ワイン生産を契機として地域の雇用増大、地域農産物の販売額増加に繋がるとしており、定住促進に資することから整合性は取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		新たな計画であり、改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		第9次氷見市総合計画（2022～2031）（〔基本目標〕2働きたいまち〔政策〕1食を活かしたまちづくり〔施策〕2食を核とした地域産業の活性化〔主要施策〕（1）氷見ブランドの確立とブランド力の強化）、第2期「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2～R6）（〔基本戦略〕Ⅱ働きたい街「新たな食の氷見ブランドの確立」「既存のブランドの販路拡大」「第一次産業の6次産業化推進）」に位置付けられており、本計画の趣旨と連携が取れている。また、活性化区域の一部において国営土地改良事業「氷見地区」の受益にもあたり、本活性化計画における基盤整備も、国営事業計画にも関連するものである。 更には、活性化計画に記載している、耕作放棄地対策による農地保全や鳥獣対策について、氷見市国土強靱化地域計画内の施策分野「産業」「国土保全・交通物流」にそれぞれ位置づけている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした	○		計画の策定にあたっては、生産者団体との協議や地域の

	地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。			<p>まちづくり協議会の会合等で説明をしており、合意形成がなされている。計画の策定にあたっては、地域の農家を構成員とした生産者組合や、地域住民による「地域づくり協議会」の会合等で話し合い、説明会を開催し、計画の熟度を高めている</p> <p>（R4：市主催2回開催、地域主催3回開催）。</p> <p>説明会での計画提示をうけて地域住民により醸造用ぶどう栽培の計画目標面積の農地集積計画が行われ、作付け要望があるなど計画推進に積極的であり、本活性化計画に対する合意形成がなされていると判断している。</p>
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		<p>区域内の地域づくり協議会には産業振興を実施する部会があり、その構成員に女性が存在しており、意見や提案を聞く機会を設けている。</p>
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		<p>氷見市が主体となり、県等の関係機関や事業実施主体、6次産業化プランナー等の関係者による検討会を定期的で開催し、連携を図っており、推進組織体制は確立されている。</p>
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		<p>本事業の内容は、高収益作物の生産拡大を通じて耕作放棄地の解消・畑地化等を図り、生産体制の強化、農産物の販売強化及びブランド化のために必要な施設整備であり、活性化計画の目標である「農山漁村における雇用の増大」「中山間地農業の振興」及び事業活用活性化計画目標である「地域農産物の販売額の増加」、「雇用者数の増加」、「農産物の生産量増加」、事業活用活性化計画目標である「農林水産物等の販売・加工促進」との整合性は確保されてい</p>

				る。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		活性化計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間を設定。事業実施期間はR5～6年度の2年間、評価期間はR7～R9となっており、適切である。計画期間が2年間である点については、R5は醸造設備(増築)、R6は貯蔵施設(建設)を計画している。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		貯蔵施設においては、農業振興地域除外の手続きが必要であるため、令和6年度に事業着手できるよう市農業委員会事務局へ令和5年3月に除外手続きを申請予定である。なお、建設地の地権者から同意をいただいている。また、醸造に必要な醸造免許は平成23年に既に取得済みである。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		交付対象事業費 350,413 千円に対して、交付額算定交付率1/2であり、交付要望額175,206千円は交付金限度額の範囲内である。 総事業費：686,306 千円 交付要望額：175,206 千円 交付限度額：交付対象事業費 350,413 千円×交付額算定交付率0.5=175,206 千円

1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	<p>活性化計画では、氷見市の余川・十二町・八代地域を計画区域としており、計画区域の総面積に対する農林地面積の割合は、約 71.8%である。また、農林漁業従事者数は、当該区域の就業者数の約 6.1% を占めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林地面積割合=2,669/3,716×100=71.8(<80%) ・農林漁業従事者割合=63/1,034×100=6.1%(>5%) <p>なお、活性化計画区域の中に市街地を形成している区域は無く、氷見市全面積に対する農林地面積の割合は約 67%であり、これを上回る農林地面積割合を有する当該計画区域は、農林漁業が重要な産業である地域であると判断している。</p>
------	---	---	--

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計 画 主 体	農 林 水 産 省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		今回、新規に取り組む事業であり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		整備予定の施設の設計等については、事業実施主体である(株) T-MARKS が設計士と十分検討を重ね、建築基準法や同施行令に基づく構造検討の実施。また、当地の積雪深、集中豪雨などの異常気象や地盤条件等に留意して安全性等を確保している。実施設計及び施工管理については、

	<p>実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。</p>	—		<p>別途委託業務を依頼し、検査体制の確保を行う。</p> <p>木造及び内装木質化について、構造や使用用途に影響せず、また、事業費のコストアップを念頭におきつつ、可能な限り活用を検討する。</p>
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—		該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		<p>醸造機器一式：10年（飲料用製造業設備）</p> <p>貯蔵施設：38年（建物：その他）</p> <p>であり、いずれも5年以上となっている。</p>
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。）（発電施設等の単独整備を実施す</p>	○		<p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流促進型）費用対効果算定要領に基づき算定。年効果額は57,788千円、総合耐用年数は28年、還元率は0.06、妥当投資額は963,136千円、廃用損失額は0円、投資効</p>

	る場合は記載不要)。			率は1.63である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○		投資効率=1.63である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		<p>地域連携販売力強化施設を整備する事業であり、事業実施主体は(株)T-MARKSであり、実施要領に定める要件を満たしている。</p> <p>交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㉔地域連携販売力強化施設」、要件類別は「定住促進対策型」である。</p> <p>要領別記3別表3に示す要件類別ごとの要件における事業内容について1の(2)「・・・販売力強化等に必要な施設」であり、事業内容は地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な販売促進施設等の整備である。</p> <p>事業実施主体は(株)T-MARKSであり、実施要領に定める計画主体が指定する者であり、ア <u>参入法人にあたっては、3戸以上の農家から利用権設定等若しくは農作業の受委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料の供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成プログラムを設定していることに合致している。</u></p>

				(株) T-MARKS は認定農業者に位置づけられているとともに、実質化された人・農地プランにも位置づけられた法人でもある。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		<p>事業実施主体である(株) T-MARKS の自社園地だけでなく、地域の生産組合の園地で収穫された醸造用ぶどうをワインへ加工し、地域の所得向上・耕作放棄地解消・畑地化促進を図るものであり、地域全体の活性化が見込める施策である。</p> <p>また、ワインの醸造や貯蔵、販売促進を目的とした施設整備であり、目的外使用の恐れはないと判断。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか。	—		
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		<p>当該地区内及び近隣市を含め半径40km圏内に類似施設はない。(株) T-MARKS は、富山県内で令和3年度に新たに造成されたワイナリーに対しても、栽培・技術協力するなど連携を図っており、他社と競合するものではない。</p> <p>また、今回整備する施設については、本地区で栽培された醸造用ぶどうを加工したワインをメインに、圃場での農業体験のほか、地区内で生産された農産物等、地域ブランドの販売・PRを目的としており、独自の事業を展開できることから、類似施設と競合するものではない。</p>

	<p>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。</p>	○	<p>貯蔵施設については、自社栽培ぶどうや地域栽培ぶどうからのワイン醸造用ぶどうの生産により、秋に収穫、仕込み、春～夏にかけて熟成を行うこととしており、通年雇用が可能となるよう検討している。</p>
	<p>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。</p>	○	<p>当該施設に隣接する圃場を含め半径7km 圏内にすべての圃場（計画含む）が立地されるもので、醸造施設の規模については、自社及び委託醸造を行う量を勘案した規模となっており、その販売については、近隣の観光施設や民宿・飲食施設等また、県外、海外と連携した計画としている。また、当該施設の設置場所は、圃場や既存の核となる加工施設にも隣接しており、能越自動車道氷見北 IC より 3.8km（車で約8分）の位置にあり、余川地区で新規に栽培する「余川ぶどう生産組合」の園地まで2km 以内で施設のある丘陵地より見下ろすことができ、一連の優れた景観環境を生かしたものとなっている。</p>
	<p>ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。</p>	○	<p>事業実施主体では、付加価値の高い加工品やブランド化商品に資する機能、設備を備えている。また、現行の生産本数では、既存の納入業者の要望に応えられておらず、新規顧客の要望も対応できていない。そのため、醸造・貯蔵能力を拡大し、まずは、これを解消するとともに、新規の顧客にも販路を拡大することとしており、その販路の目処は立っている。</p>
2-9	<p>施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。</p>	○	<p>地域の女性を積極的に雇用していく予定である。事業実施主体においては、令和4年度、ワインの醸造、農園作業等従事者として10代・20代の女性従業員を2名雇用し</p>

				ており、今後も継続して登用を行う予定であり、女性農業者の育成・活躍の場の提供を推進している。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		事業費については、事業実施主体である（株）T-MARKS、設計士等との間で協議を繰り返し、適切な積算により算定している。また、事業実施主体、県、市、中小企業診断士との合同会議を令和3年度より約2か月に1回開催し、事業費の積算根拠を精査している。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		事前に設計士と設計協議を繰り返し、施設整備のコスト削減に努めている。 また、現在、資材高騰の傾向にあるため、こうしたリスクも検討し適正に見積を行っている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○		事業上必要な施設を対象としており、汎用性の高い附帯施設は対象としていない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	—		該当なし
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		当地区は、計画区域の中心であり、事業実施主体の各園地を氷見広域農道で結ぶ沿線・近隣にあることから、生産者の利便性の面からも適正である。 整備予定場所は、能越自動車道氷見北ICから3.8km（車で約8分）、年間観光客集客数約120万人が訪れる首都圏からの来訪者が多い道の駅「ひみ番屋街」から6.3km（車で約14分）の好立地の位置にあり、市内の農林水産

				物の購買目的に訪れる首都圏からの集客が見込める立地である。 また、一連の施設として加工施設や圃場に隣接して付加価値を高めた 1 日 1 組限定の宿泊棟も備えているが、市内には約 30 件の旅館・民宿があり、醸造用ぶどう収穫体験後に宿泊ができる「農泊」が実践できる環境となっている。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか。	○		地権者から用地を借り受けるについて、了承を得ている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記 3 別表 2 の (1) 生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の (2) 事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）。	○		1,500m ² 以内である（約 791m ² ）
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² あたり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額と	○		貯蔵施設の事業費は、572,073 千円であるものの、上限事業費を超える部分については、事業実施主体が負担する。

	なっているか)。			(上限事業費：791m ² ×29 万/m ² =229, 390 千円)
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		活性化計画区域内において生産される地域農産物を施設にて、加工・販売を行うことで、地域間の相互連携を図る。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		事業実施主体では、加工施設や圃場に隣接して付加価値を高めた 1 日 1 組限定の宿泊棟も備えている。また、商品のデザインも含め付加価値の高い加工品やブランド化商品の開発に資する機能、設備を備えている。また、一連の施設や 6 次産業化商品のブランディングを行っており、ワインコンクールで金賞を受賞するなど、地域ブランドとして全国に知られている。
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		加工・流通・販売・飲食と年間を通じて運営される施設であり、また、醸造用ぶどうの栽培圃場も隣接しており、農産物の栽培から加工・醸造、販売に関わる人材が必要であり、継続的な地域雇用・所得を生み出すことを予定している。
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		活性化計画区域で生産される農産物を加工・貯蔵・販売を行う施設であり、女性の雇用も検討している。実際に、事業実施主体においては、令和 4 年度、ワインの醸造、農園作業等従事者として女性従業員を 2 名雇用しており、女性が持つ技術や知識を活かした直売や農産加工等による、女性の参画に寄与できる施設である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定され	○		負担について、(株) T-MARKS が中小企業診断士に相談の上、十分検討し、計画を策定している。また、事業実施主

	ているか。			体においては、ふるさと融資を活用予定であり、本市起債担当課と予算化に向け協議中である。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		事業実施主体において、一般競争入札等による契約方式により行うこととしており、適切である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	○		事業実施主体である（株）T-MARKS が施設の管理・更新を適切に行うこととしている。ふるさと融資の借入を予定しており、整備計画に基づき償還期間中は特に市への実績報告等を定期に行われる予定である。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		収支計画において、収支の均衡が取れるよう中小企業士の経営診断を受け計画を策定している。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	○		該当なし。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		醸造用ぶどうの栽培、ワイン生産加工・販売により中山間地農業の振興、雇用の増大を図るための施設であり、生産振興を主たる目的とする施設整備等ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振	○		・ R 3. 2 月には、富山県内で初となる日本農業遺産に認定され、「日本農業遺産保全計画（第 1 期） 8」において、 6

	<p>興局長通知) 別記3の別紙2 (以下「配分基準別紙」という。) による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか (ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること)。</p>		<p>次産業化の推進が位置付けられ、地域活性化の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小、中学生や家族との農業体験、高校生への職業体験を通した子ども農山漁村交流の取組を行っている。 ・「氷見市国土強靱化地域計画」内の施策分野「産業」「国土保全・交通物流」に本事業を位置づける。 <p>※年間に一度の改定であり、「令和5年3月改定版」として掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5.2に地域別農業振興計画に位置付けるため、認定申請を実施している。 ・事業実施主体は「農山漁村振興交付金交付等要綱別表1(4)イ(イ)農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業」の支援対象者に位置づけられている。
--	---	--	---

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。